

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 九州運輸局長 下野 元也（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、下記の条項によりデジタル複合機（以下「複合機」という。）の消耗品等の供給及び保守業務等に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、複合機に対して受注者が適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要なドラム及び消耗品（用紙を除く。以下同じ）を円滑に供給することを目的とする。

（契約対象物件及び設置場所）

第2条 契約対象物件及び設置場所は後記記載のとおりとする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は平成31年4月1日から翌年3月31日までとする。

（保守及び消耗品等代金）

第4条 保守及び消耗品等代金は後記記載のとおりとする。

（保守及び消耗品等代金の請求）

第5条 受注者は毎月末において発注者の係官の確認を受けて複写枚数を算出し、保守及び消耗品等代金ならびに法令所定の消費税及び地方消費税を発注者に対し請求する。

2 受注者が請求する消費税及び地方消費税額は、この契約に基づき受注者が発行する請求書に記載する保守及び消耗品等代金その他発注者の金銭債務合計金額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満は切り捨て）とする。

（保守及び消耗品等代金の支払）

第6条 発注者は受注者から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 発注者の責に帰すべき事由により前項による代金の支払が遅延した場合は、受注者は発注者に対して支払期日到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し、年2.7%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

（複合機の保守）

第7条 受注者は複合機を発注者が正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して点検・調整を行う。

2 複合機が故障した場合は、発注者の要請により、受注者は技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 受注者の作業の実施は、受注者所定の営業時間内に行う。但し、やむを得ざる事情により時間外に作業を実施した場合は、受注者は発注者に対し受注者所定の料金を請求することができる。

（適用除外）

第8条 次の各号に該当した場合、受注者は第4条の保守及び消耗品等代金のほかに複合機の保守に要する費用を発注者に対して請求することができる。

1 複合機が次の原因により故障、損傷した場合

- ① 受注者の技術員以外の者による改造、修理、分解及び加工。
 - ② 受注者の技術員の立ち会いを得ずしてなされた設置場所の変更。
 - ③ 受注者所定以外の部品又は消耗品の使用。
 - ④ 受注者指定の操作方法以外の方法による使用。
 - ⑤ 故意又は重過失など発注者の責に帰すべき事由。
 - ⑥ 災害、天災地変など受注者の責によらざる事由。
- 2 受注者所定のサービス地域に含まれない場所への移動をした場合。

(消耗品等の供給)

- 第9条 ドラム・ディベロッパーは受注者の技術員の点検又は発注者の通知に基づきコピー質維持のために受注者が必要と認めたとき、受注者はこれを取り替える。
- 2 その他の消耗品については、受注者の指定する者の巡回又は発注者の申し出によって予備手持量の不足を知ったとき、受注者は当該消耗品を供給する。

(消耗品等の所有権)

- 第10条 消耗品の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用する。
- 2 発注者は消耗品等が受注者の所有であることを示す表示等をき損したり、消耗品を他に流用する行為をしてはならない。
- 3 発注者は前2項に反し、受注者に対し損害を与えたときは、その賠償の責に任ずる。

(設置場所の変更)

- 第11条 発注者は第2条所定の設置場所を変更する場合は、予め受注者に通知する。この場合、複合機の移動は受注者が実施する。発注者は移動、設置調整等、設置場所の変更に要する費用を受注者に対して支払う。

(権利・義務の譲渡)

- 第12条 発注者又は受注者は、この契約によって生ずる権利、若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継せしめてはならない。但し、相手方の承認を得た場合はこの限りではない。

(一括再委託の禁止)

- 第13条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、この契約の履行を第三者に委任し、またはこの契約により生ずる権利を譲渡してはならない。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

- 第14条 受注者は、業務の一部（「主たる部分を除く。」を第三者に委任し、または請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行なう業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- 3 受注者が請負業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

(機密の保持)

- 第15条 受注者は保守の実施にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を、外部に漏

らしたり又は他の目的に利用してはならない。

(料金改訂)

第16条 この契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により価格を改訂する必要があるときは受注者は価格改訂日の1ヶ月前までに文書にて価格の改訂を発注者に通知し、発注者・受注者協議の上、新価格を決定する。

(契約の解約)

第17条 発注者又は受注者は、正当な理由がある場合には、1ヶ月前に文書によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

(契約の解除)

第18条 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除された場合、発注者又は受注者はこれにより蒙る相手方の損害については共にその責を負わない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第19条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者

は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(残存消耗品の返還)

第21条 第3条、第17条又は第18条により、この契約が終了した場合、発注者は残存消耗品を速やかに受注者に返還しなければならない。

(その他)

第22条 本契約書に定められていない事項、又は本契約に関し疑義若しくは紛争を生じた場合は、発注者・受注者協議してこれを解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者・受注者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号
支出負担行為担当官
九州運輸局長 下野 元也

受注者

契約対象複合機設置場所及び保守・消耗品等代金並びに計算方法

1. 契約対象複合機設置場所及び保守・消耗品等代金

機 種 型 式	保守及び消耗品等代金		月間最低 コ ピ ー 料 金	設置場所
	コピー枚数範囲	単価		
ApeosPort-IV C5575 R PFS-PC 機械番号 439222	①一律	円		海上安全環境部 海技資格課
	②一律	円		
ApeosPort-IV C5575 R PFS-PC 439170	①一律	円		福岡運輸支局 (本庁舎)
	②一律	円		
ApeosPort-IV C5575 R PFS-PC 機械番号 439038	①一律	円		熊本運輸支局 輸送監査部門
	②一律	円		
ApeosPort-IV C5575 R PFS-PC 機械番号 439042	①一律	円		大分運輸支局
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 438993	①一律	円		福岡運輸支局 登録部門
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 438994	①一律	円		福岡運輸支局 (門司港庁舎)
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 438944	①一律	円		佐賀運輸支局本庁舎
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 439169	①一律	円		長崎運輸支局 (本庁舎)
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 439159	①一律	円		佐世保海事事務所
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 439181	①一律	円		熊本運輸支局 整備部門
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 439040	①一律	円		熊本運輸支局 (三角庁舎)
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 439164	①一律	円		大分運輸支局
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 438982	①一律	円		大分運輸支局
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 439205	①一律	円		宮崎運輸支局
	②一律	円		
ApeosPort-IV C4475 R PFS-PC 機械番号 439157	①一律	円		鹿児島運輸支局 (谷山港庁舎)
	②一律	円		

機 型 種 式	保守及び消耗品等代金		月間最低 コピ ー 料 金	設置場所
	コピー枚数範囲	単価		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425468	①一律	円		福岡運輸支局
	②一律	円		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425467	①一律	円		北九州自動車検査 登録事務所
	②一律	円		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425431	①一律	円		筑豊自動車検査 登録事務所
	②一律	円		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425464	①一律	円		若松海事事務所
	②一律	円		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425673	①一律	円		佐賀運輸支局 (唐津庁舎)
	②一律	円		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425662	①一律	円		長崎運輸支局 (本庁舎)
	②一律	円		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425458	①一律	円		長崎運輸支局 (東長崎庁舎)
	②一律	円		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425655	①一律	円		佐世保自動車検査 登録事務所
	②一律	円		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425470	①一律	円		鹿児島運輸支局 (本庁舎)
	②一律	円		
ApeosPort-IV C3375 R PFS-PC 機械番号 425475	①一律	円		下関海事事務所
	②一律	円		

①モノクロモード ②フルカラーモード

2. 料金計算の単位は月の初日から末日までとする。

3. 保守及び消耗品等料金は、以下の各モードの合算により算出する。

①モノクロモード メーター1により算出
③フルカラーモード メーター3により算出

4. 受注者の技術員が複合機の保守にあたって、複合機の点検と調整のため使用したコピー及び受注者の責に帰すべき原因での不良のコピーが生じたときは、当該コピー枚数を1ヶ月のコピー枚数から除くものとする。

5. 受注者は各モードのコピー枚数から前項の控除分を減じて算出されたコピー枚数に以下の定率を乗じた枚数を受注者の責に帰すべき原因による不良コピーとみなし、その数を各モードのコピー枚数から減数する。

(不良コピーの算出にあたっては、小数点以下を切り上げるものとする。)

①モノクロモード 1% ③フルカラーモード 1%

6. 最低コピー料金方式適用機種については、1ヶ月の保守及び消耗品等料金が月間最低コピー料金に満たない場合でも月間最低コピー料金を支払うものとする。

7. 料金の請求にあたり、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

8. 消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数については、切り捨てるものとする。
9. 請求書は、複合機ごとに別々に作成するものとする。